

一般社団法人 上田薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人上田薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県上田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与するため、日本薬剤師会、長野県薬剤師会と連携し、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬剤師の職能の向上に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 災害時等の医薬品確保・供給に関する事業
- (6) 夜間休日当番薬局事業
- (7) 生涯学習事業
- (8) 地域貢献事業
- (9) 機関紙並びに薬事関係書籍等の刊行に関する事業
- (10) 各種の学校における環境衛生増進に関する事業
- (11) 薬業を通じ医薬品の流通及び適正使用に関する事業
- (12) 薬業に関する経済的情報に関する事業
- (13) 会営薬局の経営に関する事業
- (14) 検査センターの経営に関する事業
- (15) 水道法に基づく水質検査事業
- (16) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (17) 日本薬剤師会、長野県薬剤師会等との連携協力及び支援に関する事業

- (18) 会員の福利厚生事業
- (19) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会は、上田市、東御市（旧北御牧村を除く。）及び小県郡に住所又は勤務場所を有し、本会の目的及び事業に賛同し入会した者をもって構成する。

2 会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員 薬剤師
- (2) 賛助会員 薬学及び薬事に関する個人及び企業・団体
- (3) 名誉会員 本会及び本会の目的達成に功労のあった者で、理事会で名誉会員とすることを決議した者

3 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会手続等は、総会において別に定める。

(会員の義務)

第7条 会員は薬剤師の倫理に基づいて、社会の信頼と尊敬を得るよう努めるものとする。

2 会員はこの定款に定める事項及び総会の決定事項を順守するものとする。

3 会員は、本会の事業活動費用に充てるため、会館負担金、会費、負担金等（以下「会費等」という。）を本会に納入するものとする。

4 会費等の額及び納入方法等は、総会において別に定める。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を本会に提出する事により、任意に退会することができる。

(除名等)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。ただし正会員の除名は、総会の決議を経なければならない。

- (1) この定款に定める事項及び総会の決定事項を順守する義務を履行しないとき

- (2) 薬剤師としての倫理に反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員は第8条及び第9条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第3項に規定する会費等の支払義務を怠り、催促を受けた後1年を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- 2 前項により会員資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は除くものとする。
- 3 会員資格を喪失した場合、すでに納入された会費等の返還はしないものとする。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 規則の制定及び改廃
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序により他の理事が議長に当たる。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又

は電磁的方法によって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第18条の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議長及び会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上19名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、4名以内を常務理事とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。なお、選任の方法は別に定める。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し本会の業務を執行する。また、会長が事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め定めた順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

- 5 常務理事は、担当業務を分担掌理し、専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め定めた順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事及び監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事に報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の総額及び支給の基準は、総会において別に定める。

(顧問)

第28条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

(責任の免除)

第29条 理事及び監事はその任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その

提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（常務理事会）

第36条 本会に常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。

3 常務理事会は、次の職務を行う。

（1）理事会に付議及び報告すべき事項の検討

（2）理事会が常務理事会に委託した事項の検討

（3）会長から付議された事項の検討

4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。

第7章 協力機関

（日本薬剤師会等との協力）

第37条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び長野県薬剤師会を協力団体とすることができる。

2 本会は協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。

3 協力団体との協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 部会及び委員会

（部会及び委員会）

第38条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、部会及び委員会を設置することができる。

2 部会及び委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

（事業年度）

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画及び収支予算書を作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、本会の主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 定時総会においては、前項第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、前項第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

4 貸借対照表は、定時総会終了後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第43条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 事務局及び職員

(事務局の設置)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く

- 2 事務局には職員を置き、職員は理事会の承認を経て会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第49条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 正会員の名簿
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

第13章 補 則

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立登記を行ったときは、第39

条の規定にかかわらず、解散日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 本会の最初の代表理事、業務執行理事及び理事の氏名は次のとおりとし、その任期は第25条第1項の規定にかかわらず、一般社団法人移行後最初の定時総会の時までとする。

代表理事

飯島康典

業務執行理事

田中勝雄 小林啓男 沓掛浩一 関徹也 佐藤正幸 合葉雅彦

斉藤克也 戸島喜幸

理事

山浦知之 大津賀博之 柳澤健幸 伊藤栄 堀内勇嘉 長岡知彦

中村英俊 佐藤晴美 宮下真郷